

学校法人三笠学園認定こども園岩国東幼稚園

次世代育成支援推進法・

女性活躍推進法に基づく岩国東幼稚園行動計画

●次世代育成対策支援対策に関する目標

イ) 育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知 育児休業後の労働条件については、個々の状況を考慮して柔軟対応できるようにする。今年度は、産休で休職する職員について円滑に職場復帰できるようサポート体制を整える。数値目標として該当する職員は、100%復職できるようにする。

●女性の活躍推進に関する目標

② 継続就業・職場風土に関する事項 ㊦短時間勤務 制度・フレックスタイム制・在宅勤務・テレワーク等による柔軟な働き方の実現 ・短時間勤務制度・フレックスタイム制度活用について平成 28 年度から平成 30 年度の期間で 80%実現することが出来た。平成 30 年度から平成 33 年度は個々の状況に応じて 90%越えを達成するように努める。

次世代育成支援推進法に基づく岩国東幼稚園行動計画

次世代育成支援推進法に基づく取組の内容として定めた事項

本園は、出産をきっかけに退職する職員が多い為、出産前後の支援を強化する。教職員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復帰時における支援に位取り組むため、次のように行動計画を策定する。

●行動計画策定指針の事項

次世代育成支援対策内容として定めた事項 I 雇用環境整備に関する事項

(I) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立などを支援するための雇用環境の整備 エの (イ)

1. 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 2 妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のために相談窓口を設置する。

〈対策〉

- 平成 30 年 3 月～ 相談窓口設置について顧問労務士と対策及び検討を行う
- 平成 30 年 4 月～ 相談員の研修
- 平成 31 年 2 月～ 相談窓口設置についての職員への周知を行う。
- 平成 31 年 4 月～ 雇用環境の整備及び対象者には適用を行う

●行動計画策定指針の事項

次世代育成支援対策内容として定めた事項 I 雇用環境整備に関する事項

(I) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立などを支援するための雇用環境の整備 ウ

目標2 育児休業を要望するすべての職員に対して、1年6か月の育児休業を100%達成する。

〈対策〉

- 平成30年4月～ 職員全体に、育児休業制度の内容について周知を行う。
- 平成30年5月～ 定期的に教職員全体に女性活躍推進法に基づく育児休暇促進についての周知を行う。必用に応じてその都度ヒアリングを実施する

女性活躍推進法に基づく岩国東幼稚園行動計画

女性の活躍推進に関する取組の内容として定めた事項

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

●行動計画策定指針の事項

(2) 女性の活躍推進に関する取組の内容の概況 ②継続就業・職場風土に関する事項のカ 短時間勤務制度・フレックスタイム制・在宅勤務・テレワーク等による柔軟な働き方の実現

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間

2. 内容

目標2 子育て中の職員が、仕事と子育てを両立できるよう、フレックスタイム制度の導入を促進する。

数値目標として、要望する職員については、100%利用できるようにする。

〈対策〉

- 平成30年4月～ フレックスタイム制度を周知するための説明会を顧問労務士を交えて説明会を実施する
- 平成30年4月～ 教職員全体にヒアリングを行い、要望する職員には、フレックスタイムを有効利用できる勤務体制を図る。